

災害義援金・災害支援寄付を受け付けています

豪雨災害からの復興に向け、被災者の方にお届けする「義援金」と災害対策事業に活用する「災害支援寄付」を受け付けています。あたたかいご支援をよろしくお願ひします。

災害義援金

(1) 募金箱

市役所庁舎内(正面玄関、市民課等)、各地区公民館、えるる等の公共施設



(2) 専用口座への振込

市内各金融機関に専用口座を開設しています

金融機関	店名	口座種別	口座番号	口座名義
福岡銀行	大牟田支店	普通	3412387	大牟田市 災害義援金 (オオムタシ サイガイ ギエンキン)
三井住友銀行			6715920	
西日本シティ銀行			3173377	
大牟田柳川信用金庫	本店営業部		0665170	
福岡中央銀行	大牟田支店		1098041	
筑邦銀行			3028908	
熊本銀行			3039332	
肥後銀行			1393406	
九州労働金庫			6742565	
福岡県信用組合			0092993	
南筑後農業協同組合	三池支店	0041816		
ゆうちょ銀行(郵便局)		00930-7-277194		

※金融機関ごとに振込手数料の取り扱いが異なります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

市ホームページ



災害支援寄付

申込みは、以下のポータルサイトからできます。

ふるさとチョイス

楽天ふるさと納税

さとふる



■問合せ 財政課 (☎41-2507)

大牟田市

住所 大牟田市有明町2丁目3番地
 電話 0944-41-2222 (代表)
 FAX 0944-41-2552 (代表)
 ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp>
 発行・編集 広報課 ☎41-2505

広報紙の配布に関する問い合わせは、
 シルバー人材センター (☎53-2319) へ

人が育ち、
 人でにぎわい、
 人を大切にするまち

それなら、おおむた



目次 contents 2020.10.15 No.1261

- 3 令和2年7月豪雨災害で被災された皆様へ
 - ・義援金をお配りします
 - ・生活必需品の申請について ほか
- 5 市からのお知らせ (01 ~ 04)
 - 新生児ひとりにつき10万円を支給します ほか
- 7 すこやか健康
 - よかば〜い体操のDVDを配布します ほか
- 9 暮らしの情報
 - お知らせ / 講座・講演会 / 募集 / 仕事・資格
- 12 おでかけガイド
 - 文化の日 石炭館無料公開 ほか
- 14 知っとんね?大牟田の世界遺産
- 16 市職員の職員数と給与の状況
- 18 災害後のこころのケア

ごみ・リサイクルなど

11月3日(祝)のごみ収集、資源物回収およびし尿収集は休みです。



次回の『広報おおむた』は11月1日号

11月2日~11月4日にお届けします

今号の表紙



7月の豪雨災害で浸水し動かなくなった炭鉱電車5両のうち、整備可能な場所にあった一番古い(大正4年製)9号機関車が整備され、復旧しました。今後レールや設備などの撤去作業に使われる予定です。

豪雨災害で被災された皆様へ

義援金をお配りします

■問合せ 財政課 ☎41-2507 FAX41-2552

対象者の方には、市から申請書等が届きます

大牟田市に寄せられた義援金をはじめ、福岡県、日本赤十字社福岡県支部および福岡県共同募金会でお預かりした義援金について、大牟田市義援金配分委員会を開催し、被災の区分に応じ、以下の金額をお配りすることに決定しました。

対象の皆様には、市から申請書等を郵送します。必要事項を記入の上、同封する返信用封筒で返信してください。申請書受付後、2～3週間程度で口座振込を行う予定です。

【義援金配分額（第1次配分額）】

区 分		配分基準額
人的被害	死亡者	80万円
	重傷者（3カ月以上）	40万円
	重傷者（1カ月以上3カ月未満）	24万円
住家被害	全壊	80万円
	大規模半壊	60万円
	半壊	40万円
	準半壊	20万円
	準半壊に至らない（一部損壊）	8万円

※居住している建物が被災した世帯に対して、り災証明書における「住家の被害の程度」に応じて配分します。なお、アパート等の大家は対象になりません。

※床下浸水世帯についても、「準半壊に至らない（一部損壊）」以上の区分であれば、義援金の配分を行います。

※被災後に世帯主が亡くなられた場合、遺族の方に対し義援金をお渡しすることができます。該当される場合は、財政課まで相談してください。

【今後の追加配分】

福岡県からの配分は、今後複数回行われる予定です。配分額が決定次第、大牟田市義援金配分委員会を開催し、追加配分基準額等について決定の上、義援金の配分を行います。

り災証明書の手続きは済んでいますか

り災証明は、住家の被害の程度を証明するものです。被災に伴うさまざまな支援を受けるときに、必要となる場合があります。まだ申請されていない人は、早めの申請をお願いします。

申請に必要なもの

・身分証明書（免許証など本人確認ができるもの）／ 代理人が申請する場合は、委任状

※被災写真がある場合は、あわせて持ってきてください。

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664



01 生活必需品の申請は済んでいますか

り災証明書の結果が「全壊、大規模半壊、半壊、準半壊」のいずれかの認定を受けている人には、大牟田市より寝具や台所用品等の生活必需品を給与するため、順次申請書を送っています。

対象者で生活必需品が必要な人は、申請書に必要事項を記入のうえ、早めに同封の返信用封筒で送ってください。

■問合せ 防災対策室 ☎41-2894 FAX 41-2893

02 育成医療および更生医療の医療費にかかる自己負担額の減免について

り災証明書等にもとづき、育成医療および更生医療の医療費にかかる自己負担額を減免します。減免には、申込みが必要です。

■申込み・問合せ

育成医療 … 子ども家庭課 (☎41-2661 FAX 41-2664)

更生医療 … 福祉課障害福祉担当 (☎41-2663 FAX 41-2664)

03 被災した施設の復旧に取り組みます

7月豪雨で被害を受けた農地・農業用施設や道路、橋梁、河川等の公共土木施設の復旧に向けて、10月から12月に国の災害査定が行われます。

災害査定とは、被害を受けた施設を復旧するにあたり、国の補助金を活用するために、現地や書面にて、国の審査を受け、復旧方法や事業費を決定するものです。災害査定後に復旧工事の発注に取り組んでいきます。

■問合せ 災害復旧対策室 ☎41-2738

04 災害ごみの受入れについて

令和2年7月豪雨により発生した災害ごみは、各施設で受け入れています（無料）。災害ごみを施設に搬入するときは、ごみの分別にご協力をお願いします。

■受入場所

可燃系のごみ … 大牟田・荒尾RDFセンター（健老町468 ☎53-0411 FAX 53-7541）

不燃系のごみ … 大牟田市リサイクルプラザ（健老町467 ☎59-1220 FAX 59-1221）

※日曜日については、大牟田・荒尾RDFセンターで可燃系・不燃系のごみを受け入れることがあります。

■受入時間

平日（月～金） 9：00～16：00（12：00～13：00 除く）

日曜日 9：00～16：00（12：00～13：00 除く 10月25日で終了）

※施設搬入時にり災証明書等および搬入者の免許証等の身分証明書の提示をお願いします。

また、災害ごみ確認のため、現地での調査等を行う場合があります。

※産業廃棄物の施設への持ち込みはできません。

■11月以降の災害ごみ受入れについて

11月からは、平日の施設受入れのほか、事前申込みにより、市が指定する日曜日に受け入れます。

■問合せ 環境業務課 ☎41-2723 FAX 41-2733